

F I S ポイント登録規程

昭和58年11月 1日 制定
昭和63年 6月25日 改訂
平成 3年 6月22日 改訂
平成 5年 6月26日 改正
平成12年 9月20日 改正
平成19年 7月 5日 改正

- 第1条 本連盟の競技者登録を完了した者であって、F I S 公認競技会に参加しようとする者は、本規程によりF I S に登録しなければならない。
- 第2条 F I S に登録しようとする者は、加盟団体を通じて、所定の登録申請用紙に必要事項を記入の上、本連盟に申し込まなければならない。
- 第3条 F I S に登録できる資格者は、F I S の規定に準ずるものとする。
- 第4条 登録手続きは、毎年4月30日までに完了しなければならない。
- 第5条 登録有効期間は、1シーズン限りとし、継続する場合は、新たに登録手続きをしなければならない。
- 第6条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。ただし、手続き期間又は更新期間を過ぎた追加登録料は、3倍の額とする。
- 2 当該年次登録料は、委託集金で登録手続きの際、本連盟に納入しなければならない。
- 第7条 登録完了者には、F I S から登録番号が与えられ、その番号がシーズン中その競技者のコード番号となる。
- 第8条 登録を完了した競技者が競技会において獲得したポイントは、自動的にF I S に登録される。
- 第9条 本連盟の規約に違反し、競技者としての体面を汚すような行為があったときは、その登録を抹消する。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。